



# 中山間地域等直接支払制度 活用地域の現状分析

---

宮崎県拠点

令和8年1月

# 目 次

1. 分析の目的	… 1
2. 使用するデータ	… 2
3. 宮崎県における現状	… 3
4. 分析結果1(協定あり地域と協定なし地域での比較)	… 8
5. 分析結果2(協定あり地域での比較)	… 11
6. 分析結果3(中山間地域等直接支払制度の取組)	… 14
7. まとめ(関係性の考察)	… 17
8. 参考	… 19

## 1.分析の目的

中山間地域等は流域の上流部に位置し、農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かなくらしが守られている。

しかし、中山間地域は条件不利地域でもあり、高齢化の進展や担い手の減少等により荒廃農地の増加が懸念されている。

中山間地域等直接支払制度(以下、本制度という)は、中山間地域等において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、農地を保全し多面的機能の確保を図るものである。

本分析では、本制度の該当地域を明らかにし、特に協定を締結している地域と締結していない地域との比較や協定締結地域での効果を可視化することで、本制度の効果を検証し、制度の未実施地域等への利用促進に資することを目的としている。

## 2. 使用するデータ

- ・地域の農業を見て・知つて・活かすDB
  - 農林業センサス  
(2005年、2010年、2015年、2020年)
  - 国勢調査  
(2010年、2020年)
  - 将来推計人口  
(2030年、2040年)
  - 中山間地域等直接支払交付金
  - 集落営農実態調査
- ・中山間地域等直接支払制度
  - 宮崎県ホームページから  
「中山間地域等直接支払制度のあらまし」

※留意点

センサス公表値にある「x」部分を除外して作成していますので、実データと若干の違いがあります。

### 3. 宮崎県における現状

#### 3-1. 中山間の該当地域

令和6年4月1日現在

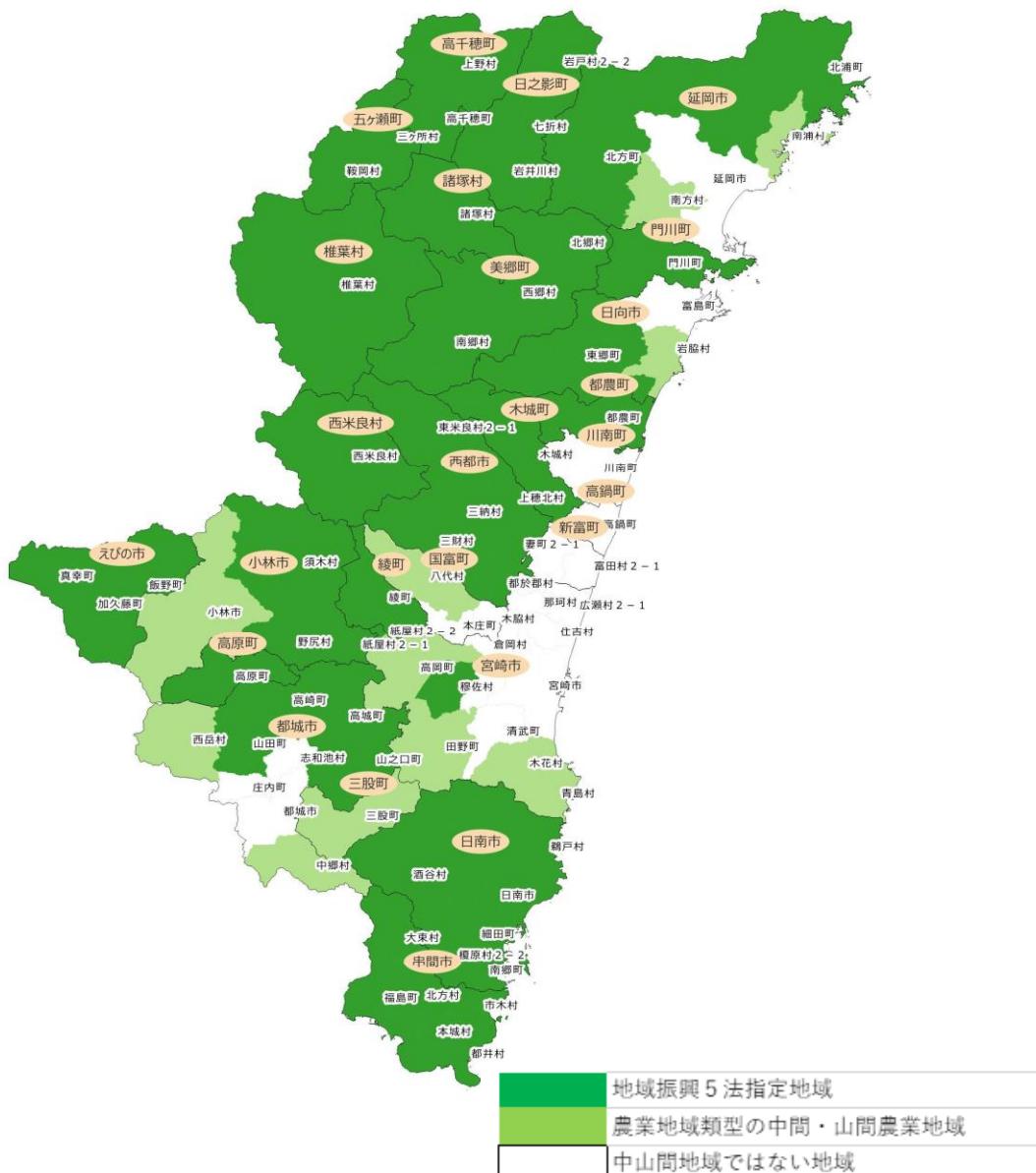
市町村名	地域振興立法(5法)上の分類					5法対象	農業地域類型の中間・山間農業地域 (S25.2.1.時点の市町村単位)	中山間 地域該当 市町村
	過疎法	山村 振興法	離島 振興法	半島 振興法	特定農 山村法			
宮崎市					▲	▲		
旧宮崎市							▲ 木花村、青島村	
旧清武町								
旧田野町						●		
旧佐土原町								
旧高岡町				▲紙屋、柳佐		▲		
都城市	▲	▲		▲		▲		
旧都城市							▲ 西岳村、中郷村	
旧山之口町	●	●		●		●	●	
旧高城町	●					●	●	
旧山田町	●					●	●	
旧高崎町	●					●	●	
延岡市	▲	▲	▲	▲		▲		
旧延岡市			▲島野浦島			▲	▲ 南方村、南浦村	
旧北方町	●	●		●		●	●	
旧北川町	●	●		●		●	●	
旧北浦町	●	●		●		●	●	
日南市	●	▲	▲	▲		●		●
旧日南市	●		▲端戸、酒谷			●	▲ 日南市、細田町、榎原村、鶴戸村、酒谷村	
旧北郷町	●	●				●		
旧南郷町	●		▲大島	●		●		
小林市	▲	▲		▲		▲		
旧小林市						●		
旧野尻町	●					●		
旧須木村	●	●		●		●		
日向市	▲	▲		▲		▲		
旧日向市						▲	▲ 美々津町、岩脇村	
旧東郷町	●	●				●		
串間市	●	▲本城、都井	▲築島	●	●	●	▲ 福島町、大東村、本城村、都井村、市木村 上穂北村、三財村、三納村、 東米良村の一部	●
西都市		▲三財、三納、 東米良村の一部		●		●		
えびの市	●			▲加久藤		●		
三股町						●		
高原町	●					●		
国富町						▲八代村		▲
綾町	●		●		●	●		
高鍋町								
新富町								
西米良村	●	●		●	●	●		●
木城町		●		●	●	●		●
川南町								
都農町	●					●		
門川町				●		●		
諸塙村	●	●		●		●		
椎葉村	●	●		●		●		
美郷町	●	●		●		●		
旧南郷村	●	●						
旧西郷村	●	●						
旧北郷村	●	●						
高千穂町	●		▲田原、岩戸					●
日之影町	●	●						●
五ヶ瀬町	●	●		●		●		●
県計	16	16	3	2	19	21	37	23

●は全部、▲は一部指定

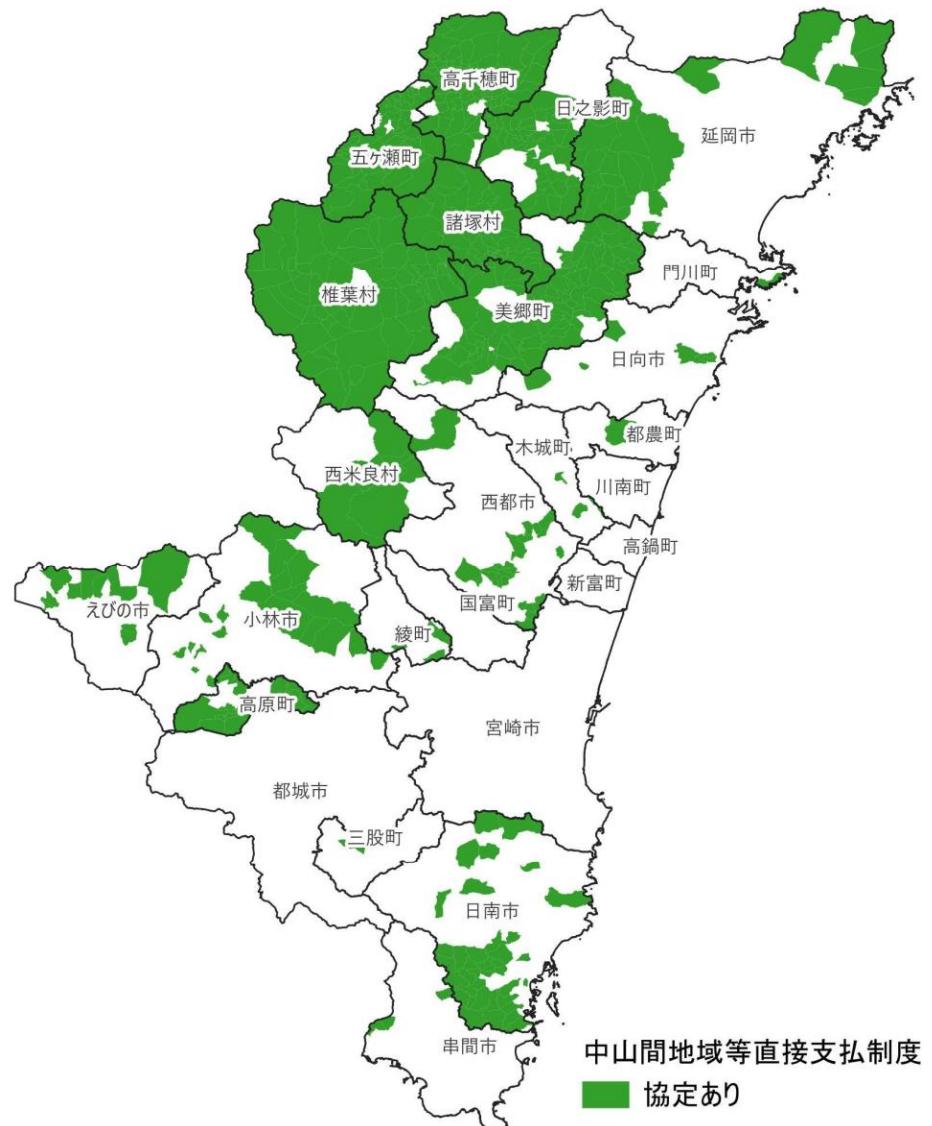
資料:宮崎県HP  
「地域振興法(5法)及び農林統計上の  
中山間地域(市町村一覧)」

### 3-2.中山間地域等直接支払制度の活用可能な地域と実際の活用地域

## ●中山間地域等直接支払制度活用可能地域



## ◎中山間地域等直接支払制度の協定締結地域(令和元年)



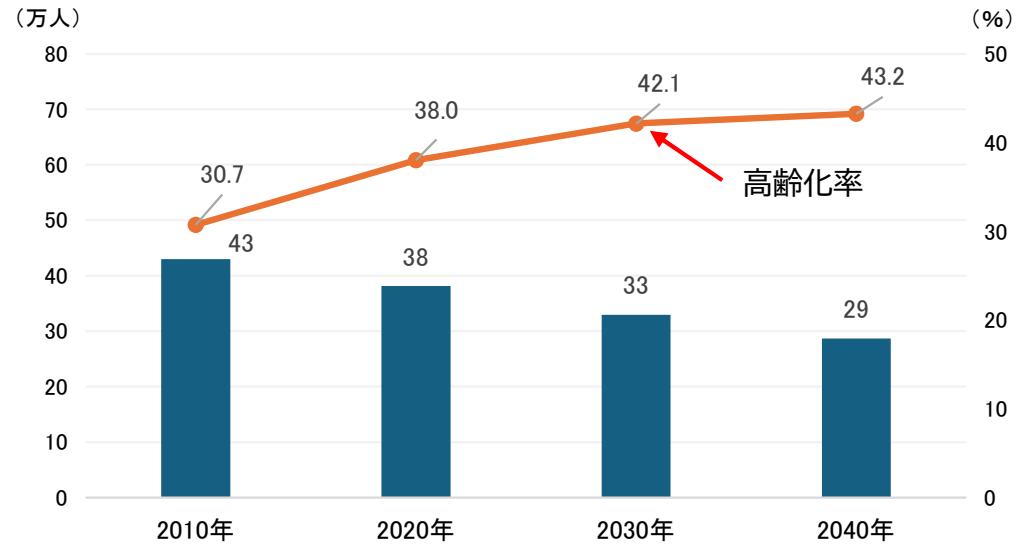
資料:宮崎県HP

## 宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則から

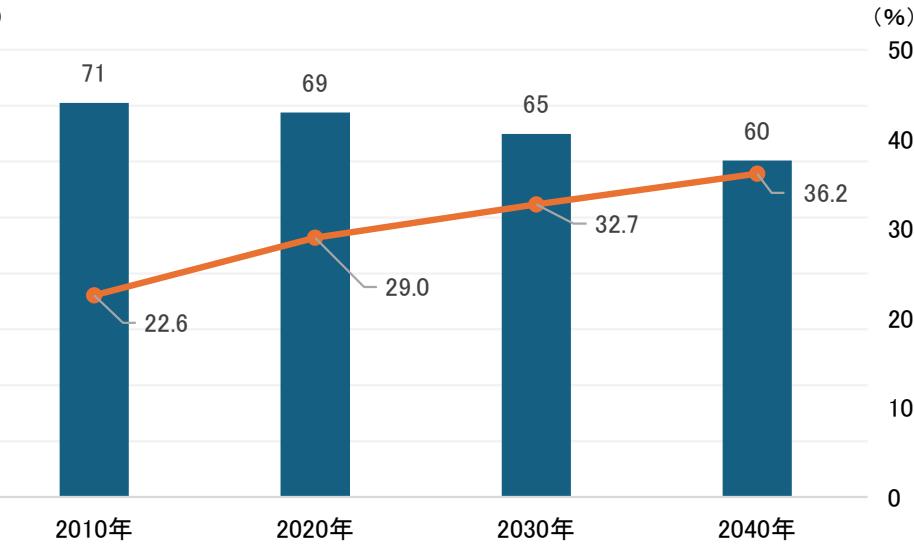
### 3-3. 宮崎県の中山間地域と平地地域での人口及び基幹的農業従事者の推移と高齢化率

※中山間地域等直接支払制度を活用可能な地域 ≒ 中山間地域 中山間地域等直接支払制度の対象外地域 ≒ 平地地域

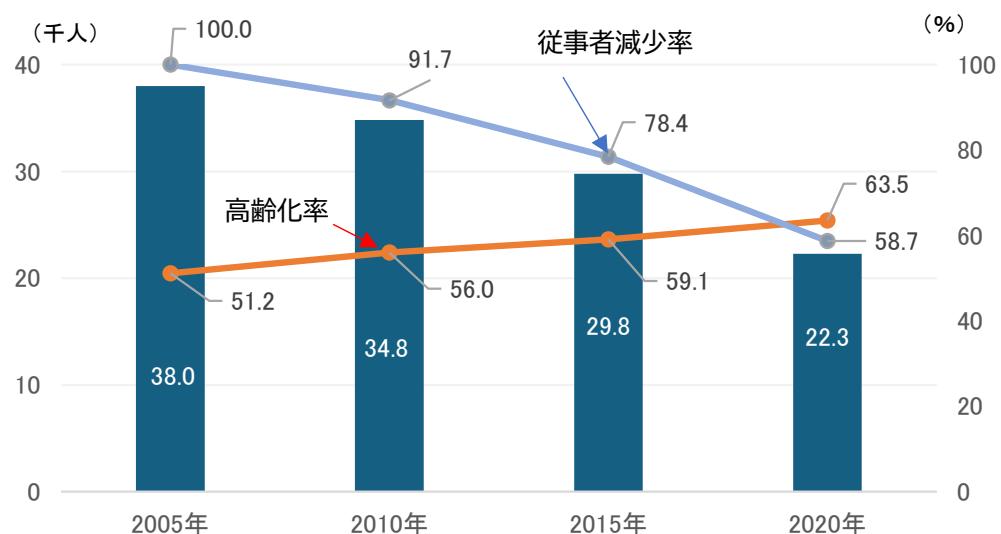
(中山間地域)人口の推移と高齢化率(予測)



(平地地域)人口の推移と高齢化率(予測)



(中山間地域)基幹的農業従事者の推移と高齢化率

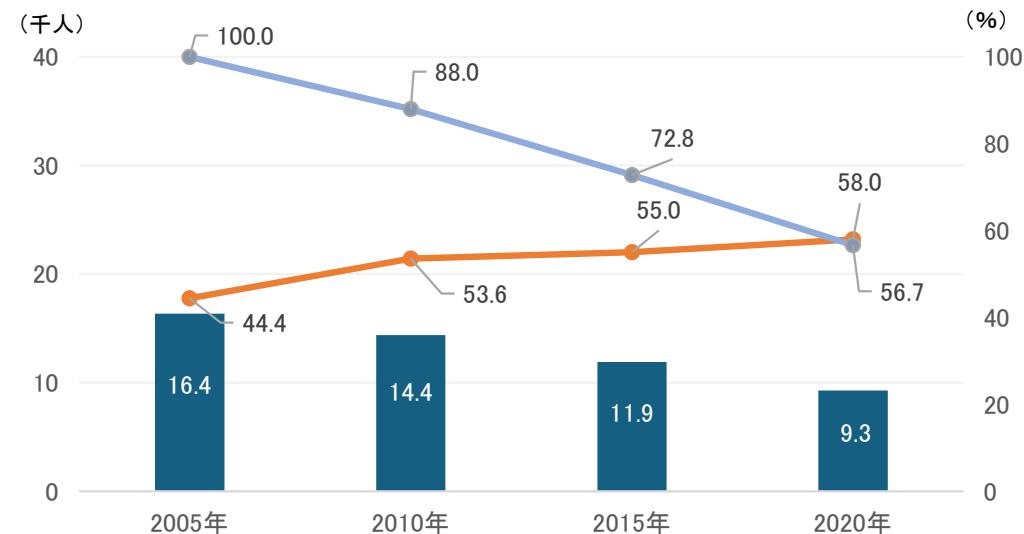


#### 計算方法

人口高齢化率: 65歳以上を全人口で割り算した。

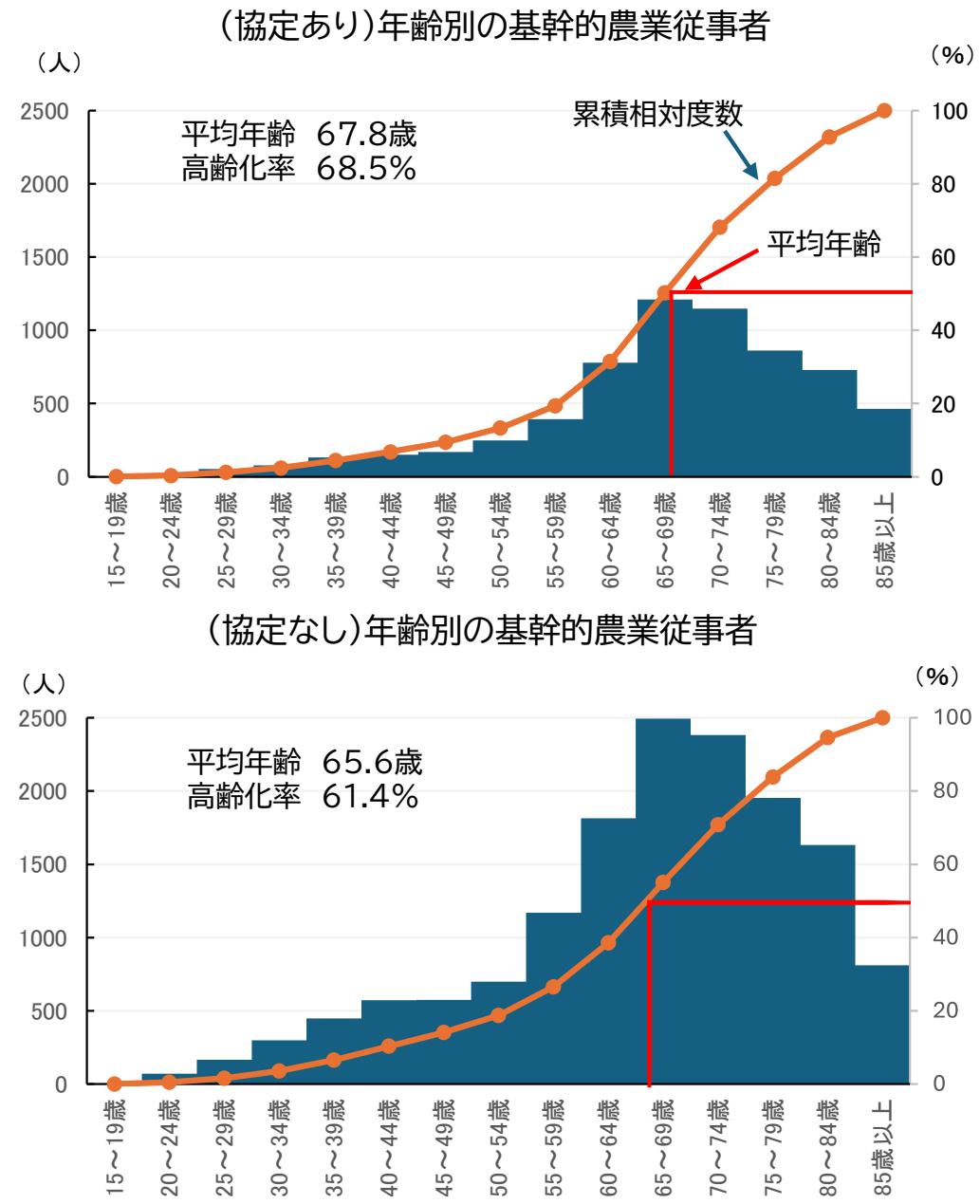
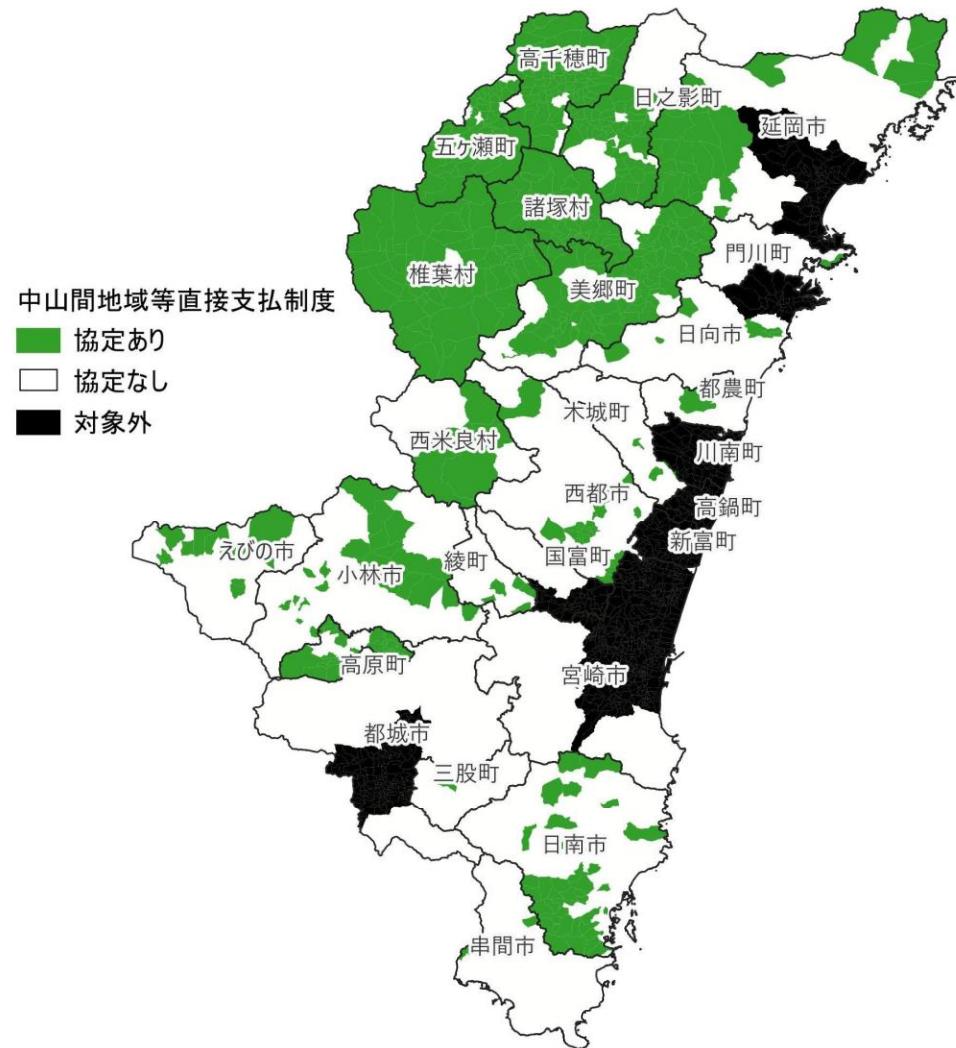
基幹的農業従事者高齢化率: 65歳以上を15歳以上の全基幹的農業従事者数で割り算した。

(平地地域)基幹的農業従事者の推移と高齢化率



従事者減少率: 2005年の基幹的農業従事者を100として計算した。

### 3-4.中山間地域等直接支払制度を活用している地域の基幹的農業従事者(2020年)



※中山間地域等直接支払制度を活用可能で協定締結地域＝協定あり  
中山間地域等直接支払制度を活用可能で協定未締結地域＝協定なし  
中山間地域等直接支払制度の対象外地域＝対象外

計算方法  
平均年齢:15~19歳から80~84歳は中心の年齢(17歳、22歳等)を採用、  
また、85歳以上は85歳とし平均年齢を試算した。  
高齢化率:65歳以上を15歳以上の全基幹的農業従事者数で割り返した。

### 3-5.宮崎県の農業集落の性格(2020年)

※中山間地域等直接支払制度活用可能な地域のうち「協定あり地域」と「協定なし地域」とで比較する

本制度活用可能地域	集落数	1集落当たり平均世帯数(戸)(※1)		1集落当たり平均耕地面積(ha)		5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している(※2)		集落営農数(※3)		法人数		1集落当たり年間の平均寄合回数
		総戸数	農家数	耕地計	うち田	実数(件)	割合(%)	実数(件)	割合(%)	実数(件)	割合(%)	(回)
協定あり地域	547	34.7	12	20.1	11	1,083	23.1	61	11.2	70	1.5	8
協定なし地域	1,441	99.4	10.4	24.4	12.7	2,192	21.9	125	8.7	372	3.7	5.6

※1:総戸数については令和2年国勢調査の数値、農家数は2020年農林業センサスの総農家数の数値をそれぞれ記載。

※2:2020年農林業センサスの農業経営体調査から件数と農業経営体数に対する割合を算出した。

※3:集落営農数は令和3年集落営農実態調査から。また、集落数に対する割合から算出した。

本制度活用可能地域	2010年農業経営体(戸)	2020年農業経営体(戸)	2020/2010農業経営体減少率(%)	2010年経営耕地面積(ha)	2020年経営耕地面積(ha)	2020/2010経営耕地面積減少率(%)	2010年借地面積(ha)	2020年借地面積(ha)	2020/2010借地増加率(%)
協定あり	6,850	4,697	-31.4	791,885	628,047	-20.7	160,015	162,250	1.4
協定なし	15,873	10,027	-36.8	2,596,205	2,116,979	-18.5	820,768	881,203	7.4

次ページからの「4.分析結果1」及び「5.分析結果2」において、本制度を活用している地域に与える影響として下記事項を分析した。

- 1.後継者確保経営体割合
- 2.経営耕地面積の変化率
- 3.農業経営体数の減少率

また、農地の保全(経営耕地面積の維持)にどのような効果をもたらしているかを各分析結果(4~6)の最後の項で分析した。

## 4. 分析結果1(協定あり地域と協定なし地域での比較)

中山間地域等直接支払制度活用可能な地域のうち「協定あり地域」と「協定なし地域」とで比較する

### 4-1. 後継者確保経営体割合(2020年)

本制度活用可能地域	農業経営体合計(戸)	後継者確保経営体数(戸)	確保率(%)
協定あり	4,697	1,083	23.1
協定なし	10,027	2,192	21.9

後継者確保割合を比較すると、協定あり地域の確保率がやや上回っているものの統計的な有意差(※)は確認されず、制度を活用している地域が後継者の確保割合が高いとは言えない結果となった。

※比率の差の検定において、P値(この差が偶然起きる確率)は10%であった。一般的な基準(有意水準)では、その確率が5%以下なら『偶然ではなく差がある』と判断するが、今回はその基準の5%より高かったため、『差がない』と判断した。

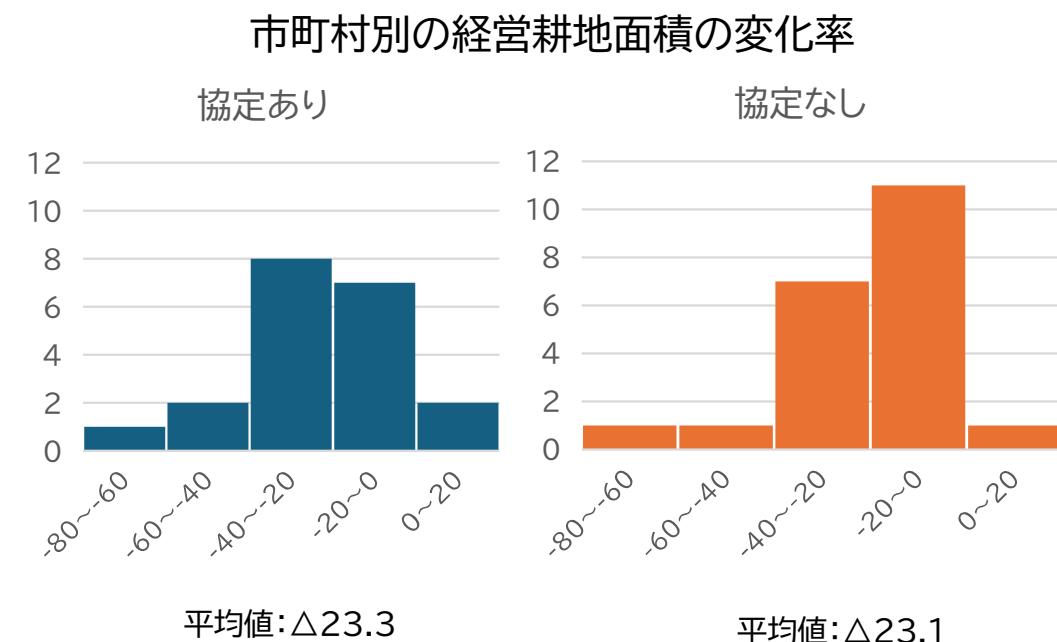
「比率の差の検定」とは、2つのグループ間で比率(割合)に統計的に差があるかを検証する分析手法

### 4-2. 経営耕地面積の変化率(2010-2020年)

市町村別の経営耕地面積の平均変化率で統計的な有意差(※)は確認されず、経営耕地面積の減少割合に差があるとは言えない結果となった。

※t検定において、P値(この差が偶然起きる確率)は97%であった。一般的な基準(有意水準)では、その確率が5%以下なら『偶然ではなく差がある』と判断するが、今回はその基準の5%より高かったため、『差がない』と判断した。

「t検定」とは、2つの標本の平均値を比較し、その差が偶然によるものか、それとも統計的に有意な差があるかを判定する分析手法



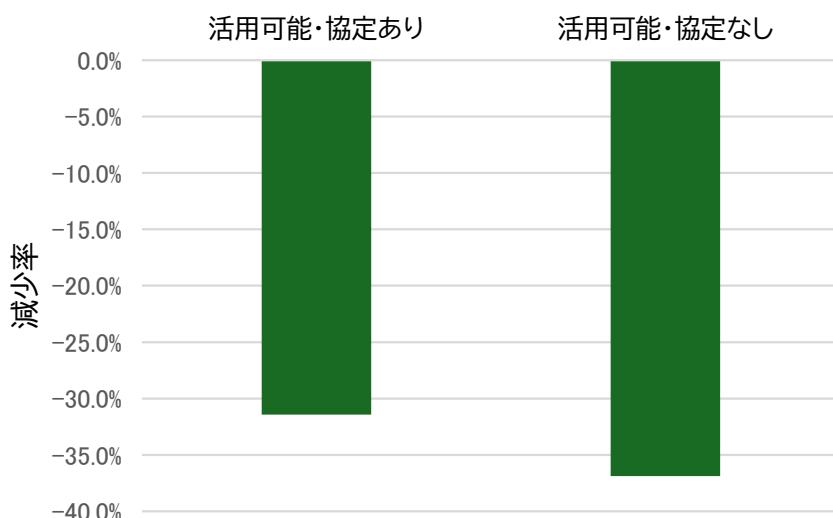
## 4-3. 農業経営体数の減少率(2010-2020年)

中山間地域等直接支払制度活用可能な地域のうち「協定あり地域」と「協定なし地域」とで比較する。

### 協定活用等による農業経営体減少率の差

本制度活用可能地域	経営体数(戸)			減少率	減少率の差
	2010年	2020年	差分		
活用可能・協定あり	6,850	4,697	-2,153	-31.4%	5.4%
活用可能・協定なし	15,873	10,027	-5,846	-36.9%	

$$\frac{\left( \begin{array}{c} (4,697) \\ 2020\text{年・協定あり} \\ \text{の経営体数} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} (6,850) \\ 2010\text{年・協定あり} \\ \text{の経営体数} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{c} (6,850) \\ 2010\text{年・協定あり} \\ \text{の絏営体数} \end{array} \right)} = \frac{\left( \begin{array}{c} (10,027) \\ 2020\text{年・協定なし} \\ \text{の経営体数} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} (15,873) \\ 2010\text{年・協定なし} \\ \text{の経営体数} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{c} (15,873) \\ 2010\text{年・協定なし} \\ \text{の絏営体数} \end{array} \right)} = (0.054) = 5.4\%$$



農業経営体数の減少率で、協定あり地域と協定なし地域とに差があるのかを差の差分析で検証した結果、2010年から2020年の10年間で協定ありが協定なしに比べ、5.4%経営体数の減少率が抑えられている。

※本分析は、協定のあり・なしのみで比較を行っており、他のバイアス(高齢化等)を考慮していない。

「差の差分析」とは、この事例の場合では本制度を利用した場合と利用しなかった場合の差を検証するための分析手法

## 4-4. 経営耕地の扱い手を検証

- ・協定あり地域では、集落営農数割合は協定なし地域に比べて高くなっているものの、法人数割合では少ない。
- ・耕地の扱い手を確認するため、借地面積から耕地の流動化を確認し、経営耕地の状況を確認する。

法人数割合と集落営農数割合(2020年)

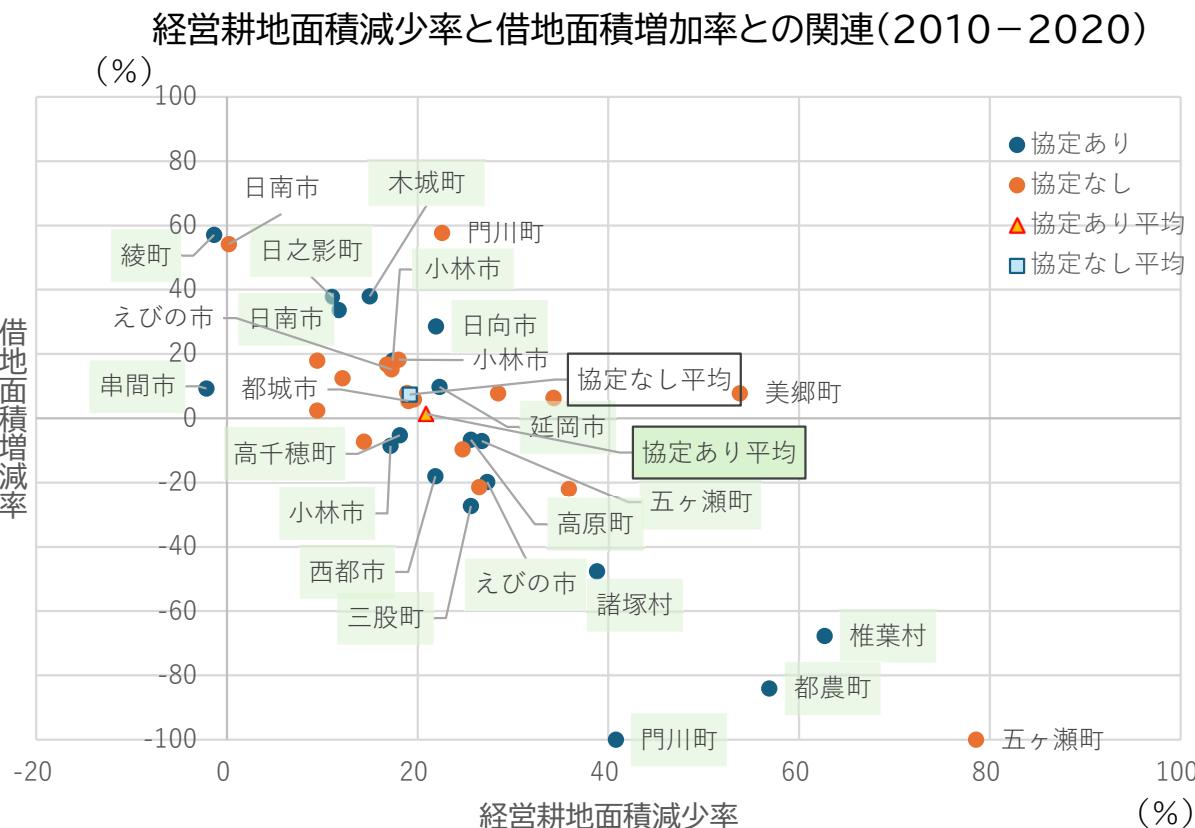
活用可能地域	法人数割合	集落営農数割合
協定あり	1.5%	11.2%
協定なし	3.7%	8.7%

経営耕地面積と借地面積の増減率

活用可能地域	2020/2010 経営耕地面積 減少率	2020/2010 借地面積 増加率
協定あり	20.7%	1.4%
協定なし	18.5%	7.4%

経営耕地面積と借地面積の相関係数

全体	-0.63
分類	
協定あり	-0.80
協定なし	-0.51



経営耕地面積と借地面積の相関を確認すると協定ありでは、「強い負の相関」協定なしでも「負の相関」がみられる。このことは、借地面積(耕地の流動化)の進展がみられない地域ほど経営耕地面積が減少することを表している。

P11で記載のとおり全体の経営耕地面積減少率に差はみられない。一方、借地面積の増加率は協定あり地域が6%ほど低く、法人数が少ないこともあります、協定あり地域で農地の流動化が進んでいないことを示している。では、なぜ協定あり地域は流動化が進んでいないにもかかわらず経営耕地面積減少率で差がみられないのか。

これは、協定あり地域は協定なし地域と比較して高齢化の進展や条件不利地域により扱い手である法人は少ないものの、集落や各個人による経営耕地の維持が図られているものと推察される。

## 5.分析結果2(協定あり地域での比較) ※2017年に56協定を5協定に統合した日之影町を中心に

・協定あり地域のうち「日之影町」と「西臼杵」(高千穂町・五ヶ瀬町)「西臼杵以外」(県内)を比較

### 5-1.後継者確保経営体割合(2020年)

協定あり	農業経営体合計(戸)	後継者確保経営体(戸)	確保率(%)
日之影町	375	103	27.5
西臼杵	1,204	261	21.7

後継者確保割合を比較すると、日之影町が西臼杵に比べ5.8%ほど高くなっている、この差は統計的に有意(※)であったため、日之影町の後継者割合は西臼杵と比べ高いと言える。

※比率の差の検定において、P値(この差が偶然起きる確率)は2%であった。一般的な基準(有意水準)では、その確率が5%以下なら『偶然ではなく差がある』と判断するため、今回はその基準の5%より低かったため『差がある』と判断した。

協定あり	農業経営体合計	後継者確保経営体	確保率(%)
日之影町	375	103	27.5
西臼杵以外	3,118	719	23.1

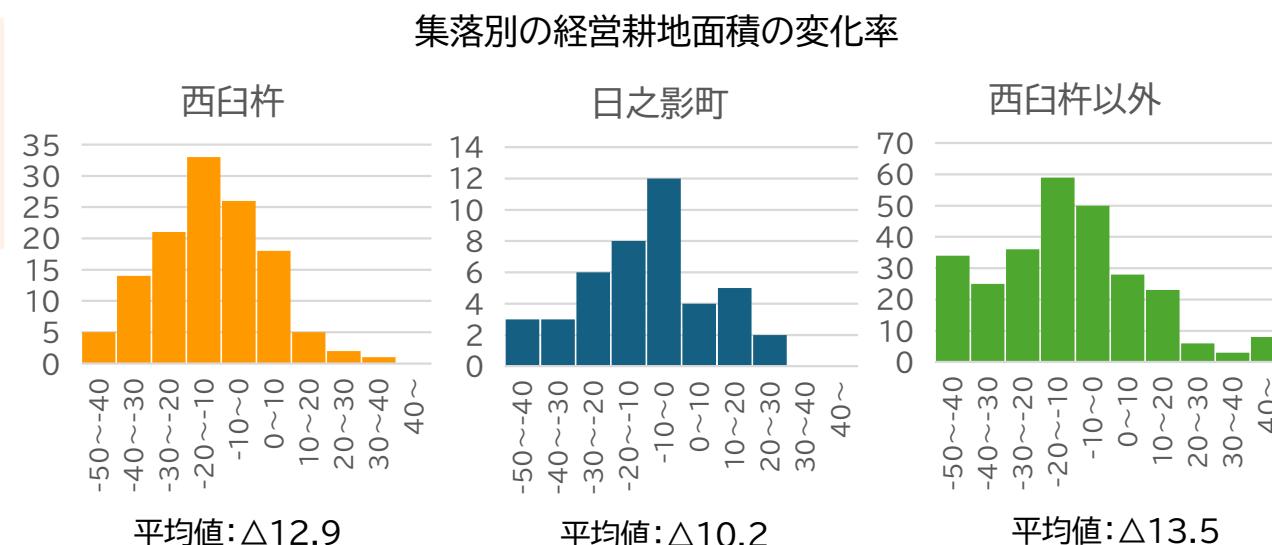
後継者確保割合を比較すると、日之影町が西臼杵以外に比べ4.4%ほど高くなっているものの、統計的に有意差(※)は確認されなかつたため、日之影町の後継者割合は西臼杵以外と比べ高いとまでは言えない。

※比率の差の検定において、P値(この差が偶然起きる確率)は6%であった。一般的な基準(有意水準)では、その確率が5%以下なら『差がある』と判断するため、今回は『差がない』と判断した。

### 5-2.経営耕地面積の変化率(2015-2020年)

経営耕地面積の変化率を比較すると、日之影町の減少率がやや低いものの、集落別の平均変化率で統計的な有意差(※)は確認されず、経営耕地面積の減少割合に差があるとは言えない結果となった。

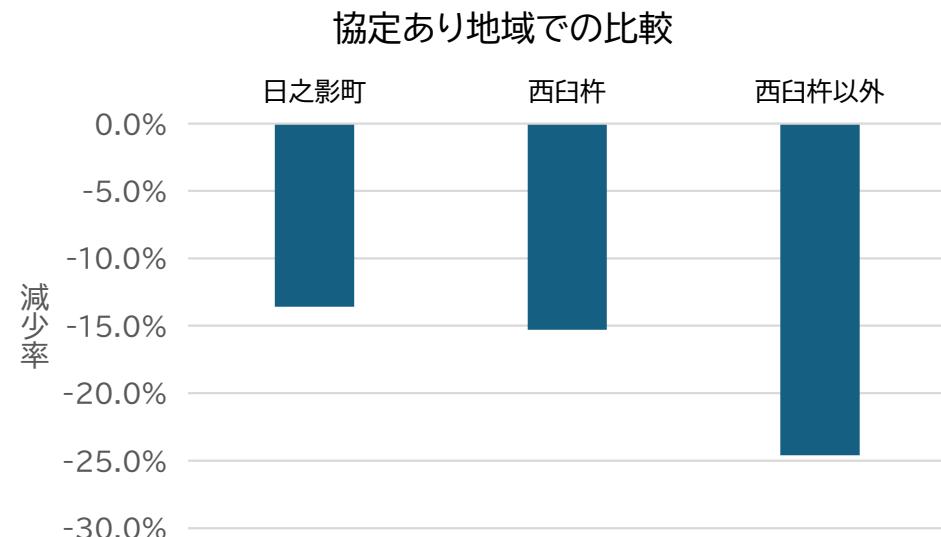
※t検定において、日之影町と西臼杵のP値(この差が偶然起きる確率)は6.7%、日之影町と西臼杵以外が5.7%であった。一般的な基準(有意水準)では、その確率が5%以下なら『偶然ではなく差がある』と判断するが、今回はその基準の5%より高かったため、『差がない』と判断した。



## 5-3.農業経営体数の減少率(2015-2020年)

協定あり地域のうち「日之影町」と「西臼杵」(高千穂町・五ヶ瀬町)「西臼杵以外」(県内)を比較

協定あり	2015年	2020年	減少率
日之影町	434	375	-13.6%
西臼杵	1,422	1,204	-15.3%
西臼杵以外	4,135	3,118	-24.6%



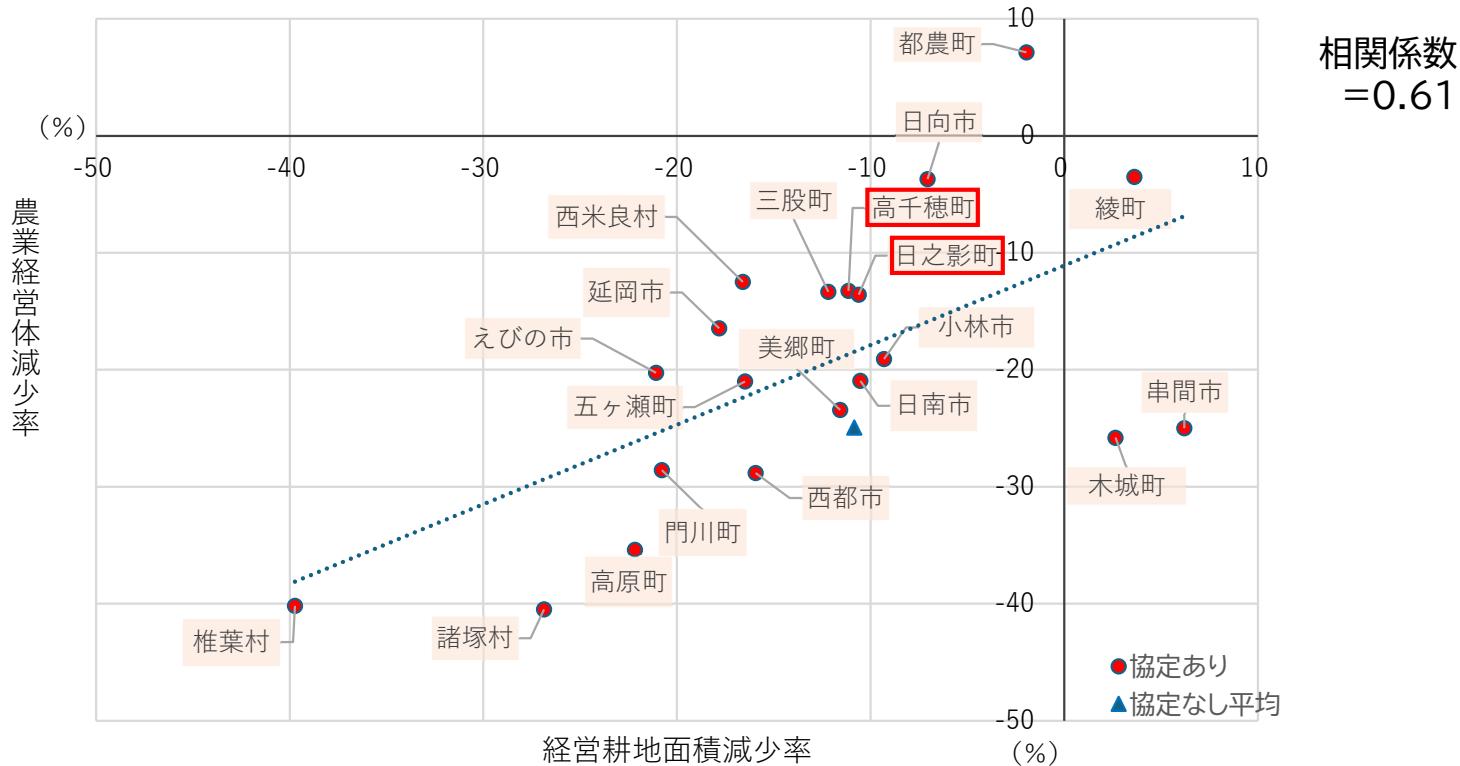
農業経営体の減少率は、日之影町と西臼杵の差は1.7%と小さかったものの西臼杵以外の地域とは11.0%と差の出る結果となった。

前頁及びP11で経営耕地面積に大きな差がないことを確認していることから農業経営体と経営耕地面積の増減率に関連があるかを次頁の散布図で確認する。

※比較対象がどちらも本制度を活用している地域であることから「差の差分析」を使わず、表とグラフでの比較を行った。

#### 5-4. 経営耕地面積減少率と農業経営体減少率の相関

## 経営耕地面積減少率と農業経営体減少率との関連(2015–2020)



図では「協定あり」地域の経営耕地面積と農業経営体の減少率で相関を確認し、「正の相関」がみられる。これは、農業経営体数の減少率に比例して経営耕地面積も減少していることを表している。

図を見ると日之影町や高千穂町が農業経営体数及び経営耕地面積の減少率が小さいことがわかる。(都農町、日向市は協定参加地域がない)

また、協定なし平均と比較しても農業経営体の減少率が少なく、経営耕地面積の減少率に差がない。これは、優良事例としてもあげられる日之影町などで、自治体出資の法人や集落営農、個人経営体等により経営耕地を維持しているものと推察される。

## 6.分析結果3(中山間地域等直接支払制度の取組)

### 6-1.市町村別予算と本制度の実施状況(令和5年)

市町村名	農林水産業予算 (千円)	歳出全体に占 める農林水産 業予算割合 (%)	中山間地域等直接支払制度				参加者1人当たり		
			交付金額 (千円)	協定数	協定参加者 (人)	協定面積 (ha)	交付金額 (千円)	協定面積 (ha)	
宮崎市	5,030,587	2.6	-	-	-	-	-	-	-
国富町	819,954	8.1	-	-	-	-	-	-	-
綾町	340,672	6.1	3,080	5	82	45	38	0.5	
日南市	1,338,306	3.9	41,126	36	429	624	96	1.5	
串間市	1,056,573	6.6	4,912	4	33	37	149	1.1	
都城市	5,173,968	4.0	7,679	1	48	37	160	0.8	
三股町	331,535	2.6	569	1	14	3	41	0.2	
小林市	3,629,549	11.3	47,533	28	493	319	96	0.6	
えびの市	1,152,480	8.3	20,381	8	176	120	116	0.7	
高原町	771,365	10.4	48,073	10	1143	601	42	0.5	
西都市	2,315,175	9.8	15,479	18	312	177	50	0.6	
高鍋町	358,574	3.4	-	-	-	-	-	-	
新富町	1,518,366	10.8	-	-	-	-	-	-	
西米良村	393,363	13.4	2,900	6	55	20	53	0.4	
木城町	346,706	6.7	1,732	4	30	17	58	0.6	
川南町	1,319,005	7.9	-	-	-	-	-	-	
都農町	991,616	10.4	534	1	6	3	89	0.5	
延岡市	2,255,276	3.2	46,451	29	466	271	100	0.6	
日向市	1,364,777	4.1	10,251	7	58	44	177	0.8	
門川町	323,414	3.2	445	1	6	8	74	1.3	
諸塙村	465,427	11.7	16,782	14	445	114	38	0.3	
椎葉村	899,353	11.2	26,643	31	456	162	58	0.4	
美郷町	960,442	9.9	86,140	40	1213	650	71	0.5	
高千穂町	1,320,947	13.6	256,244	45	1648	1134	155	0.7	
日之影町	700,225	11.1	115,057	5	770	438	149	0.6	
五ヶ瀬町	535,955	9.4	86,204	55	702	401	123	0.6	

## 6-2.集落協定における共同取組の状況(令和5年)

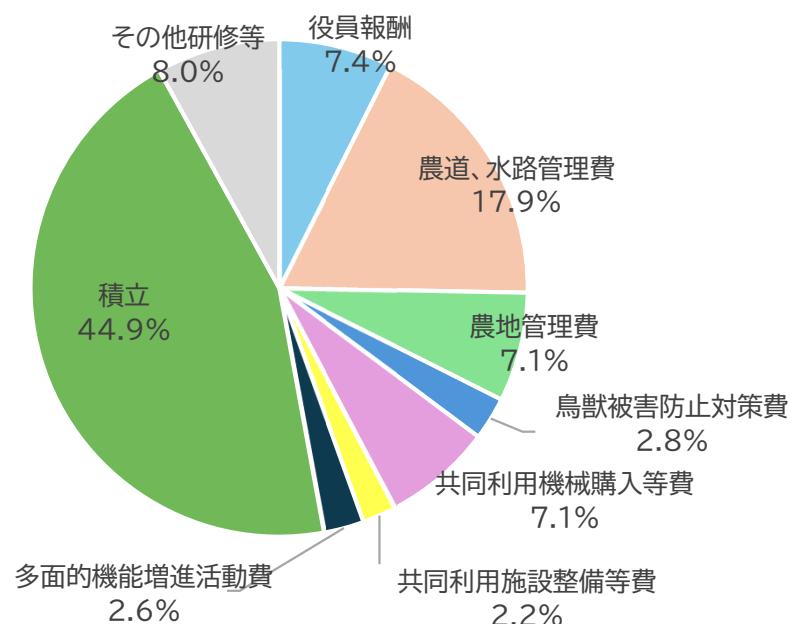
宮崎県	計	共同取組活動への配分割合			
		25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上
協定数	349	47	115	168	19
割合	100.0%	13.5%	33.0%	48.1%	5.4%

### 共同取組活動の支出割合

※支出額割合を取組内容別で示したもの

取組内容	役員報酬	農道、水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	積立	その他研修等
宮崎県	7.4%	17.9%	7.1%	2.8%	7.1%	2.2%	2.6%	44.9%	8.0%

### 共同取組活動の支出割合



## 6-3.共同取組と経営耕地面積に関するかを検証

経営耕地面積を維持するために必要な変数を重回帰分析で検証する。

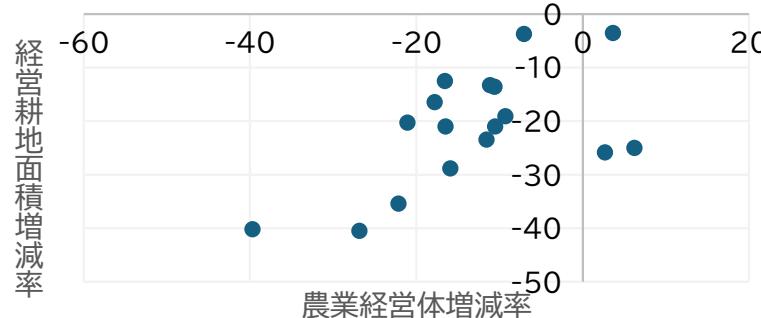
使用した要素:経営耕地面積(2015-2020)の増減率

農業経営体数(2015-2020)の増減率

中山間地域等直接支払交付金の共同取組活動の支出割合(市町村別)(令和5年)

※分析の効果を高めるため、2020年時に実績のない市町村及び交付金100万円以下の市町村を除外し集計を行った。

農業経営体と経営耕地面積の増減率



共同取組割合と経営耕地面積面積増減率



(モデル式) 経営耕地面積増減率 = 切片 + 回帰係数 × 農業経営体増減率 + 回帰係数 × 共同取組割合

	係数	P値
切片	-21.22	0.053
① 農業経営体増減率	0.59	0.008
② 共同取組割合	0.45	0.032

自由度調整済み決定係数 **0.47**

決定係数(自由度調整済み決定係数)が0.47であることから、この回帰式はある程度、経営耕地面積増減率を表していると考えられる。

①の農業経営体増減率の係数は0.59で、共同取組割合が同じであれば、農業経営体増減率が1%増加すると経営耕地面積増減率は0.59%増加すると考えられる。また、P値(この差が偶然起きる確率)は0.8%であり、有意水準の5%以下であるため、『関連がある』と判断した。

②の共同取組割合の係数は0.45で、農業経営体増減率が同じであれば、共同取組割合が1%増加すると経営耕地面積が0.45%増加すると考えられる。また、P値は3.2%で有意水準の5%以下であるため『関連がある』と判断した。

## 7.まとめ(関係性の考察)

- 中山間地域等直接支払制度の趣旨である『農地を保全し多面的機能の維持を図る』との観点から経営耕地面積の減少率を中心に、後継者の確保状況、農業経営体数等を考察した。

### 【分析結果1(宮崎県における現状及び協定あり地域と協定なし地域での比較)】

- 中山間地域は平地地域と比較して高齢化が進展している。また、「協定あり」地域が「協定なし」地域よりも高齢化率が高い。
- 「協定あり」と「協定なし」地域では、後継者の確保率、経営耕地面積の減少率に差があるとは言えない結果となった。
- 農業経営体数の減少率は「協定あり」地域が「協定なし」地域に比べて低い。
- 「協定あり」地域は、集落営農や個人経営体により経営耕地面積の減少が抑えられているとみられる。

- 中山間地域等直接支払制度への取組が、条件不利地域で高齢化が進展する中でも個人経営体や集落営農の維持に繋がり、農地の保全に寄与しているとみられる。

### 【分析結果2(協定あり地域での比較)】

- 協定を統合し取組を行っている日之影町の後継者確保率は同地域にある西臼杵地域よりも高いと言える。
- 経営耕地面積の減少率は、日之影町、西臼杵地域、西臼杵以外の地域でも差はみられなかった。
- 農業経営体数の減少率は、日之影町と西臼杵地域に差はみられなかったが、西臼杵以外の地域と比較すると11%低く抑えられている。
- 農業経営体の減少が抑えられている日之影町や高千穂町では経営耕地面積の減少率も低くなっている。

- 「協定あり」地域の中でも、協定を統合し取組を行っている日之影町や個別の取組で優良な事例がみられる高千穂町など中山間地域等直接支払制度への取組が、より農地の保全に寄与しているとみられる。

### 【分析結果3(中山間地域等直接支払制度の取組)】

- 中山間地域等直接支払交付金額でみると西臼杵3町が県内他地域と比べて多く活用している。
- 集落協定における共同取組の割合では、約5割の集落協定が50%以上を共同取組に活用している。
- 共同取組活動の支出割合で一番多いのは、積立て45%、次いで農道、水路管理費の18%となっている。
- 本制度の共同取組活動の高い地域が経営耕地面積の減少を抑えているとみられる。

⇒ 中山間地域等直接支払制度での共同取組活動を行うことや農業経営体の確保を図る取組が、集落の経営耕地面積を維持し、農地の保全に寄与するものと考察される。

### 留意事項

- 本分析は、中山間地域等直接支払制度に視点を置き、協定あり地域と協定なし地域の比較や協定あり地域間での比較などで農地の保全(経営耕地面積の維持)にどう繋がるのかを検討したものである。  
多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支払交付金等の他の要因が地域に及ぼす影響についても当然あるものと考えられるが、本分析では考慮していないためご承知おき願いたい。

## 8.参考

### 農業集落の課題と今後の展望(市町担当者及び集落代表者への聞き取りから)

---

#### 【課題】

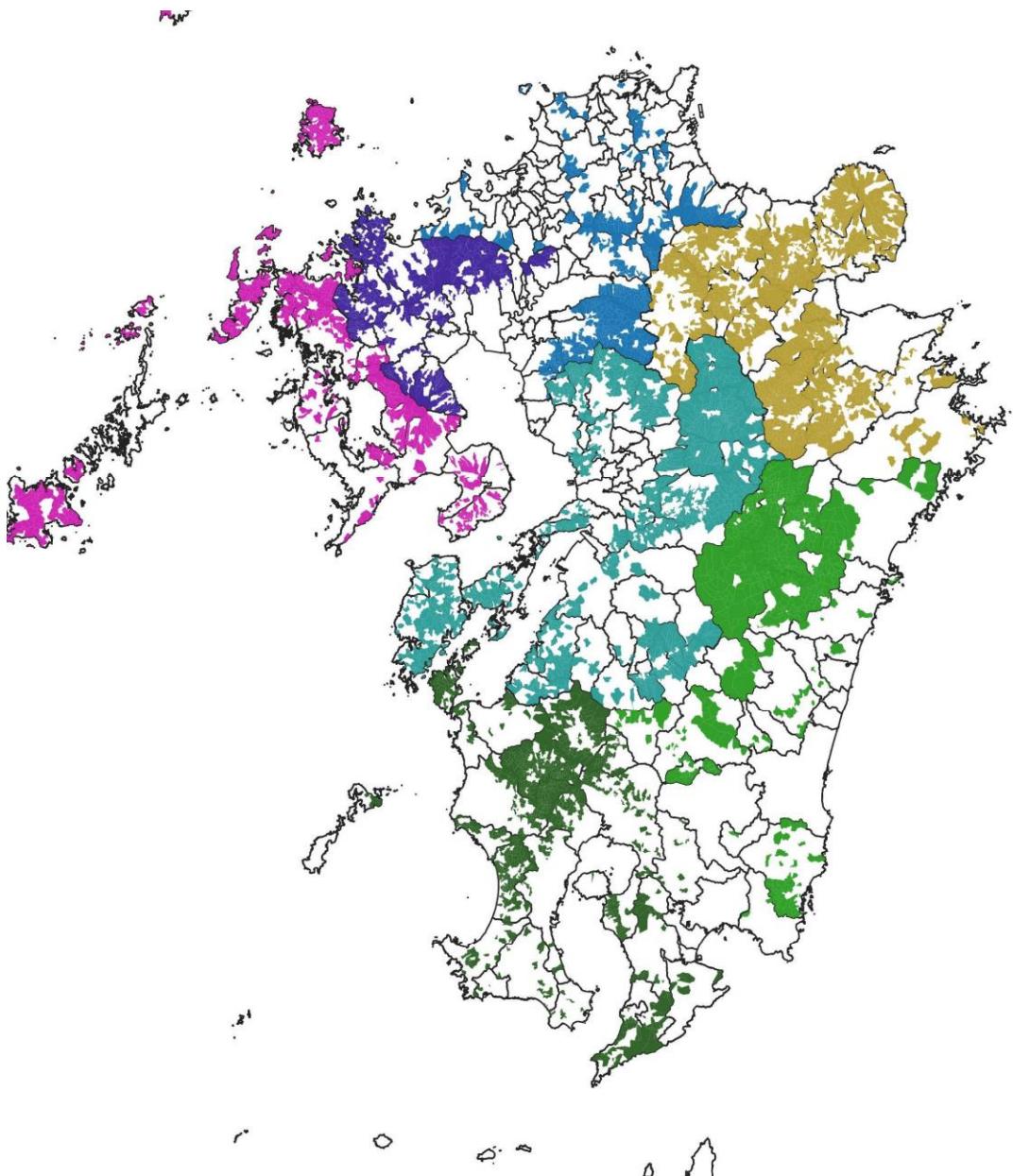
- 共同作業の役目が人手不足で出来なくなってきたている集落が多くなっている
- 積み立てで機械を買いたいが、オペレーター不足である
- 高齢化と担い手不足により協定を維持できない集落が増加している
- 地域のリーダーとなって地域を引っ張る人材の不足

#### 【今後の展望】

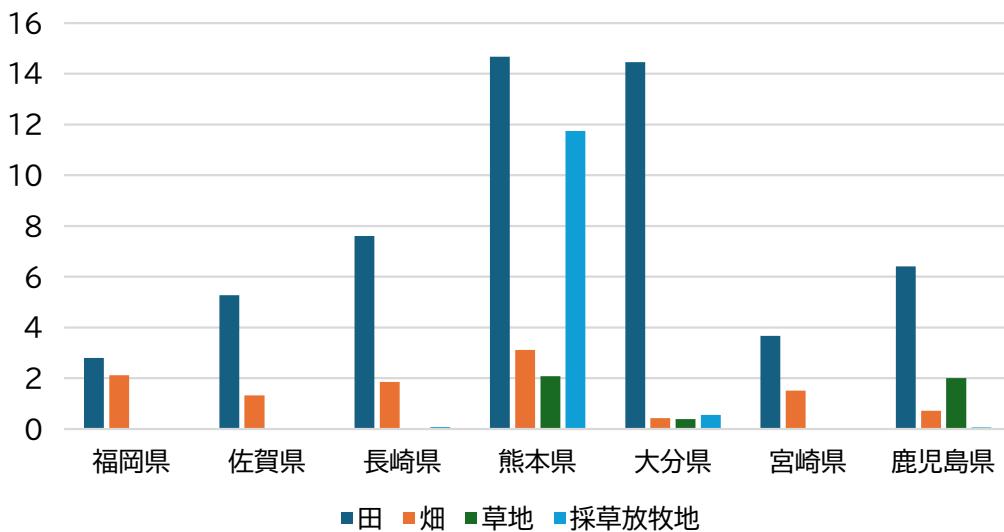
- 共同作業で非農家の方や若い方、1家で2名の参加など共同作業を行う上での取組
- 広域化への取組、検討が必要
- サポーター制度などの検討
- 集落の窓口や広域化の取組などへの行政の関与

# 九州各県の中山間地域等直接支払制度の取組状況

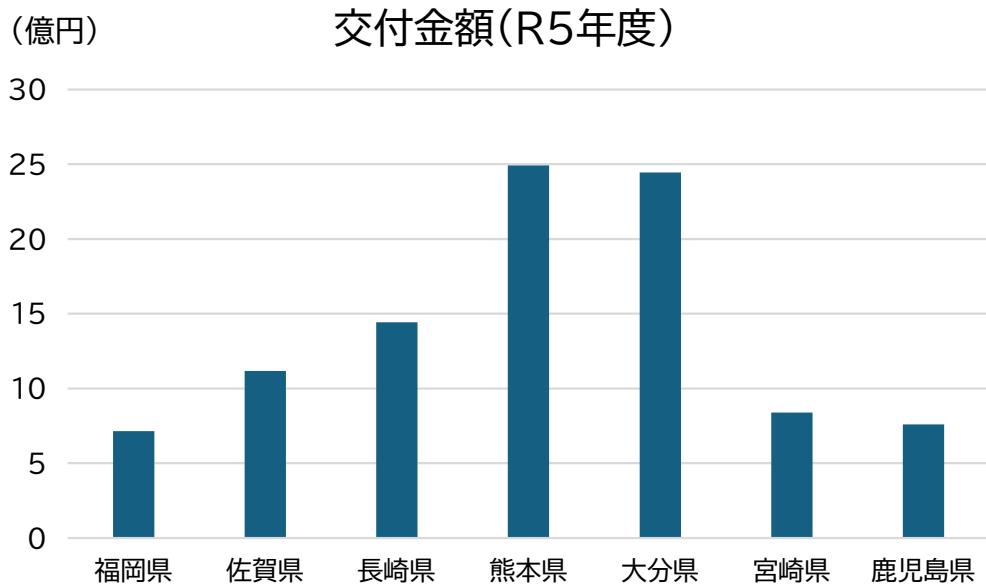
九州各県取組地図  
(色付きの地域はR元年度の協定締結地域)



九州各県の交付面積(R5年度)



交付金額(R5年度)



## 取組事例ホームページの紹介(以降、ホームページ=HP)

### 《農林水産省》

農林水産省HP>農村振興>中山間地域等直接支払制度>7. 取組事例

- 令和6年12月掲載版(体制づくり(統合・ネットワーク化・多様な組織等の参画 等)参考事例集)

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai\\_seido/attach/pdf/index-105.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf)

P28に掲載「日之影町の広域5協定」(宮崎県日之影町)

- ネットワーク化による農作業受委託システムの確立

- 令和5年1月掲載版(農村集落の課題解決アイデア集)

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai\\_seido/s\\_torikumi/attach/pdf/r0501-10.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/r0501-10.pdf)

P71に掲載【宮崎県五ヶ瀬町宮野原集落協定】

- 棚田加算を活用した集落ぐるみの地域活性化の取組みにより、つなぐ棚田遺産「鳥の巣」棚田を守る！

### 《九州内の取組事例》

佐賀県HP>農業>佐賀県の中山間地域農業対策>4. 中山間地域等直接支払制度-(5)制度の取組事例

- 中山間地域等直接支払制度の取組事例

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00359088/index.html>

- 佐賀県内の11の取組事例を紹介

福岡県HP>中山間直接支払制度について>福岡県における実施状況

- 令和3年度の取組事例

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyuusannkann.html>

- 福岡県内の6事例を紹介

農林水產省  
九州農政局